

# おおさわ学園三鷹市立第七中学校における 「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの未然防止、早期発見・早期対応に関する具体的方策について

(別表)

## 3 いじめ対策のための校内組織（運営委員のメンバー）の設置

- (1) 管理職、教務主任・生活指導主任、学年主任、保健主任、教育支援コーディネーター、スクールカウンセラー等からなる、いじめの防止等の対策のための校内組織を設置する。
- (2) いじめの発見・通報を受けた教員は、一人で抱え込まず、直ちに学年主任→生活指導主・管理職に報告する。
- (3) 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒からの聴き取りを行っていじめの事実の有無を確認するなど、組織的に対応する。
- (4) いじめがあった場合に、迅速かつ組織的な対応ができるように、平素から校内組織の在り方や活用の仕方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- (5) いじめ問題に関する指導記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級の際に適切に指導を引き継げるようにする。
- (6) 校内研修会を計画的に実施し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。

## 4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが確認された場合、必要に応じてスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター・児童相談所・所轄警察署などの協力を得て解決に取り組むとともに、その再発を防止する措置をとる。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (3) 重大事態が発生した場合は速やかに教育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。また、教育委員会や市長の附属機関による調査への協力をを行い、連携しながら解決に当たる。

### 「重大事態」の考え方（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 5 保護者・地域との連携(連絡と支援・助言、協力)

- (1) いじめが確認された場合は、その日のうちに保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- (2) 地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、家庭訪問や学校便りなどを通して、家庭・地域との緊密な連携協力を図る。

## 6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

〈参考〉 児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。  
(平成25年9月20日、文部科学省「第4回いじめ防止基本方針策定協議会」資料による)

## 7 生徒による取組みの推進

いじめの問題の解決に向けて、生徒たち自身が主体的に取り組む活動を推進する。

- (1) 生徒会が中心となり、いじめ防止をテーマとした標語やポスター作りを行う。
- (2) おおさわ学園の児童・生徒代表会議において、いじめ防止に対して話し合わせ、学園でいじめに対しての取組を行う。

## 8 学校評価の実施

学校評価において、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組み等について自己評価を行うとともに、その結果をコミュニティ・スクール委員会に報告し、適正に学校関係者評価が行われるようにする。

平成26年 4月 1日策定

平成27年 3月 5日改定

平成28年 3月16日改定